

(その3)
(表)

年 月 日

長 殿

電話 番 号

鹿児島県税条例第100条の9の規定により、自動車税環境性能割の減免を申請します。

注 この様式は、軽自動車税環境性能割の減免申請をする場合に準用する。この場合において、「自動車税環境性能割」とあるのは「軽自動車税環境性能割」と、「鹿児島県税条例第100条の9の規定により」とあるのは「次のとおり」と読み替えるものとする。

(裏)

1 身体障害者等の利用に供するため、又は雇用されている身体障害者の運転のために構造変更された部分の名称等

(1) 改造部分の名称及び改造の内容

(2) 場所(外観図及び改造部分詳細図)

備

考

注 外観図及び改造部分詳細図は、運輸支局に提出した改造自動車等届出書の添付資料の写しで差し支えない。